

資料紹介

「秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」

熊本県博物館ネットワークセンター

堤 将太

熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブ「松橋地域史調査クラブ」

高口 明・田村 幸子・石坂 妙・藤井 弘子・光本 照夫・松倉 安治
市丸 かな子・大洞 一成・平川 俊幸・益田 興明・吉田 和義

はじめに

小稿は、熊本県博物館ネットワークセンター紀要第一号に掲載された「秋岡吉左衛門覚書其ノ一」(以下、「覚書一」)に引き続き、松橋地域史調査クラブ⁽¹⁾が解読を行っている宇城市教育委員会寄託「秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」(以下「覚書二」)について、全文翻刻及び資料概要の紹介を目的とする。

「秋岡吉左衛門覚書」(以下「覚書」)は、同じ台帳番号(六〇六)に全四冊が登録されていて、「覚書二」はその中の一冊である。また、記録者である「秋岡吉左衛門」(以下彦之允)⁽²⁾は、熊本藩にあった下益城郡河江手永(現宇城市松橋町・小川町)に属していた竹崎村の庄屋役を務めた人物で、その庄屋役を務める中で職務に係る達書や下書きなどを写したものが「覚書」と呼ばれる史料となっている。

「覚書一」を翻刻・紹介することで、竹崎村の庄屋職の多くの職務について、そして、関連として秋岡家や彦之允自身のことを知る事ができた。小稿でも史料の全文翻刻と、「覚書一」に引き続き「覚書二」の資料概要も述べることにしたい。

第一章 「秋岡吉左衛門其の二」について

まず、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」の資料概要を示しておこう。

「覚書二」は、縦二五・〇cm、横一九・三cmの縦帳仕立てで、丁数は、全五六丁からなっている。図一を見ると、表紙に、本紙と同じ大きさの普通紙に「文化六・七年 秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」と墨書きがなされ、綴じ部分を見ると、たこ糸で帳面を綴っている。このことから「覚書一」と同様に後世に綴り直したものである可能性が高く、表題についても、本紙に記された内容を参考に後世に作成された表題であることが考えられる。また、裏表紙には、貼紙(図二)があり、そこには、鉛筆書きで「覚書二」の内容が箇条書きで記載されている。

秋岡吉左工門(彦之蒸)覚書文化六年(一八〇九)・同七年(一八一〇)

一、藩の法令(牛馬売買、新三杯枅)

一、竹崎村人口上申書

一、柵苗、松苗植付本数

一、孝子節婦上申書

右に示した箇条書きが裏表紙にある貼紙の記載内容である。後に紹介するが、「覚書二」に書かれている実際の記載内容を見ると、記事自体はもっと多いことから、本史料を確認した人物によって抽出された情報であることがわかる。

しかし、貼紙が付けられた時期と現在の綴じにした時期については、特に記載がないために不明となっている。また、表紙部分には、「文化六・七年」と年代が墨書きされているが、文化六年の記録は冒頭にある「在中牛馬売買之儀二付今度御改正御達之趣、左之通」の表題で始まる達書のみであることから、史料中のほとんどは文化七年中の記録である。そのことから表紙を作成した人物による記載内容の確認の時に、文化六年と同七年の記録が帳面に含まれており、それを踏まえて現在の表題が付けられたものと考えられる。

第二章「覚書 其の二」の内容について

次に、「秋岡吉左衛門覚書 其の二」の内容について見てみよう。

冒頭には、先に述べた「在中牛馬売買之儀二付今度御改正御達之趣、左之通」の表題からなる達書の文章が一丁目から一丁目表部分までに書かれている。詳細に見てみると、まず、一六ヶ条が先に書かれ、そこには手永てながこと牛馬数に依じて、牛馬に付ける木札を渡し置くことやその木札の拵方について、さらに木札に使用する焼印などについても詳細に述べている。奥書には、文化六年五月二〇日付けで「御郡方御奉行中」より「御郡代衆中」とあり、続けて六月十五日付けて下益城郡郡代を務めていた安藤清助より下益城郡御惣庄屋中の奥書もある。そして、六ヶ条が追加された上で、六月廿九日付けて河江手永惣庄屋の藤井常右衛門より村々庄屋中への奥書が見られる。最後の「一丁目表部分」には、牛馬に付ける札と牛馬買札の見本が絵入りで描かれている(図3)。

一六丁目部分や二一丁目部分には、竹崎村の範囲や人数に関する覚書を見ることが出来る。一六丁目にある覚には、竹崎村の東西南北の村の長さは、東西一三町一八間、南北七町五四間となっており、他にも豊福村まで方角北二丁目二〇間や豊福にある里数木まで二二三〇間の距離があるとしている。次に、竹崎村の人数についても、文化七年五月時点で男女四七〇人の人数があり、その内訳も男二二八人、女二四二人との記載などがあつた。

覚書には、別な日付で二名の人物が亡くなり、諸事穩便に過す様に記した達書も見られた。一名は、肥後新田藩第七代藩主の細川利国である。この人物は天明四年(一七八四)に生まれ、文化元年(一八〇四)に嫡子となり、右近を名乗った。そして、文化三年(一八〇六)に第六代藩主の細川能登守利庸が亡くなったことで、遺領を相続したが、約四年後の文化七年に死去している^③。一七丁目表部分にある「口上書」の表題から始まる達書には、細川右近殿が病氣により養生が叶わず、先月(一月)二二日に死去した^④ことが書かれ、三日間を諸事穩便に過す様にとある。この達書自体は、『藩法集七熊本藩』(以下、『藩法集』)にも所収の達書^⑤だが、『藩法集』には、「細川左近殿」と人名の誤植が見られる。

もう一名は、江戸幕府第一二代將軍徳川家齊の側室であつた香琳院である。この人物は、名を楽などと呼び、第二二代將軍徳川家慶の生母で、三五丁目部分を見ると、江戸で「おらく御方」が先月(五月)二〇日に亡くなったため、御国中で六月二二日までの一〇日間を諸事穩便に過す様にとある。

一、於江戸おらく御方五月廿日卒去二付、六月十七日より日

数十日繕作事五日相止可申旨御触有之候事^⑥

『藩法集』には、右の達書があるが、内容に大きな違いはないが、「覚書二」にある達書とは、日数一〇日とは別に「五日」という記述を見ることが出来る。

三八丁目部分には、村における惣寄合の内容が書かれている。『熊本市史』によれば、寄合には「庄屋寄合」、「頭百姓寄合」、「惣百姓寄合」があり、特に惣百姓寄合は、年貢や法令に関することなど村に直接関係する内容が話し合われていた^⑦。竹崎村の場合は、八月一七日に惣寄合を行い、「早田太唐畝掛御徳掛之事」を含めた年貢払いに関する四ヶ条と払方の順番及び名前が書かれている。

そして、四〇丁から四五丁目部分及び四六丁目までは、三杯箱改正について書かれている。八代・川尻・高瀬御蔵は、「津端三蔵」^⑧(又は津端御蔵)と呼ばれ、藩内の年貢米の多くが集積され、大阪蔵屋敷に出されていた。『熊本市史』にも同じ記録^⑨を確認する事が出来る。しかし、「覚書二」に所収の記録と比較する

と「七九三 新三杯箱の寸法」のみが掲載されており、「七九二 津端御蔵の三杯
枱改正」は省略されている。

おわりに

小稿では、松橋地域史調査クラブが解読した「秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」の
資料概要の紹介を行った。「覚書二」には、先に述べた記録以外にも櫛苗の寸志
に関する覚や竹崎村内にあった御山への植松の届け、竹崎村の孝行者の記録と
いった秋岡吉左衛門が必要であった様々な記録が書き残されていた。

現在、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ三」の解読作業を松橋地域史クラブ会員と一
緒に進めている。すでに二点の翻刻を紹介したが、少しずつではあるが会員の解
読能力の向上にもつながっており、今後も継続した活動をしていきたい。

謝辞

翻刻にあたり、歴史分野の担当であった田中孝行氏や故松本晃世氏には、松
橋調査クラブの活動の中で多大なるご助言・ご助力をいただき、また、宇城市教
育委員会文化課の方々には、覚書一に引き続き画像使用について、便宜を図っ
ていただいた。ご協力をいただいた皆様には、厚くお礼を申し上げます。

註

(1) 松橋地域史調査クラブとは、熊本県博物館ネットワークセンターのコミュニ
ティ・アム・パートナー制度における活動団体の一つである。現在の活動は、松橋地
域に関する古文書の解読を行っており、そのテキストが、宇城市教育委員
会寄託「秋岡家文書」に含まれている「秋岡吉左衛門覚書」である。

(2) 秋岡吉左衛門の詳細な経歴・褒賞歴については、拙稿「秋岡吉左衛門其ノ一」
〔熊本県博物館ネットワークセンター紀要第一号〕熊本県博物館ネットワ
ークセンター、二〇二〇（九十四頁）にある第一章「秋岡彦之允略歴」部分を
参照。

(3) 光永文熙編『平成宇土細川家系譜』（光永文熙、一九九七）二四七頁〜二四
八頁。

(4) 黒板勝美・国史大系編修会編『続徳川実記 第一篇』（吉川弘文館、一九八
二）六四八頁。なお、本文には、「（三月）十四日肥後熊本新田料領細川右近
卒す。」とある。

(5) 文化七年二月十二日付「口上書度支彙函 七〇七（藩法研究会編）『藩
法集 7 熊本藩』、創文社、一九七八）七四七頁。

(6) 「口上書度支彙函 七一六（同右）『藩法集 7 熊本藩』七四九頁。

(7) 新熊本市史編纂委員会編『寄合』（『新熊本市史 通史編 第四卷 近世II』、
二〇〇三）五〇五頁〜五〇七頁。

(8) 「川尻御蔵」（同右）『新熊本市史 通史編 第四卷 近世II』五八九頁。

(9) 新熊本市史編纂委員会編『七九二 津端御蔵の三杯枱改正』、『七九三 新
三杯箱の寸法』（『新熊本市史 史料編 第五卷 近世III』、一九九八）七八七
頁〜七九一頁。

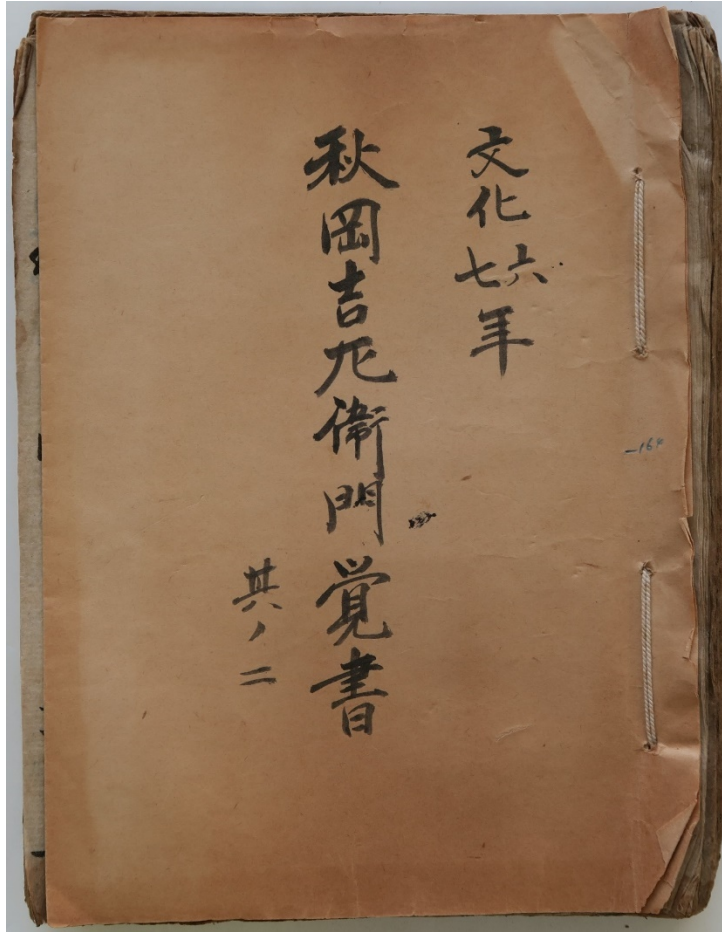


図1 秋岡吉左衛門覚書 其の二 表紙（宇城市教育委員会寄託）

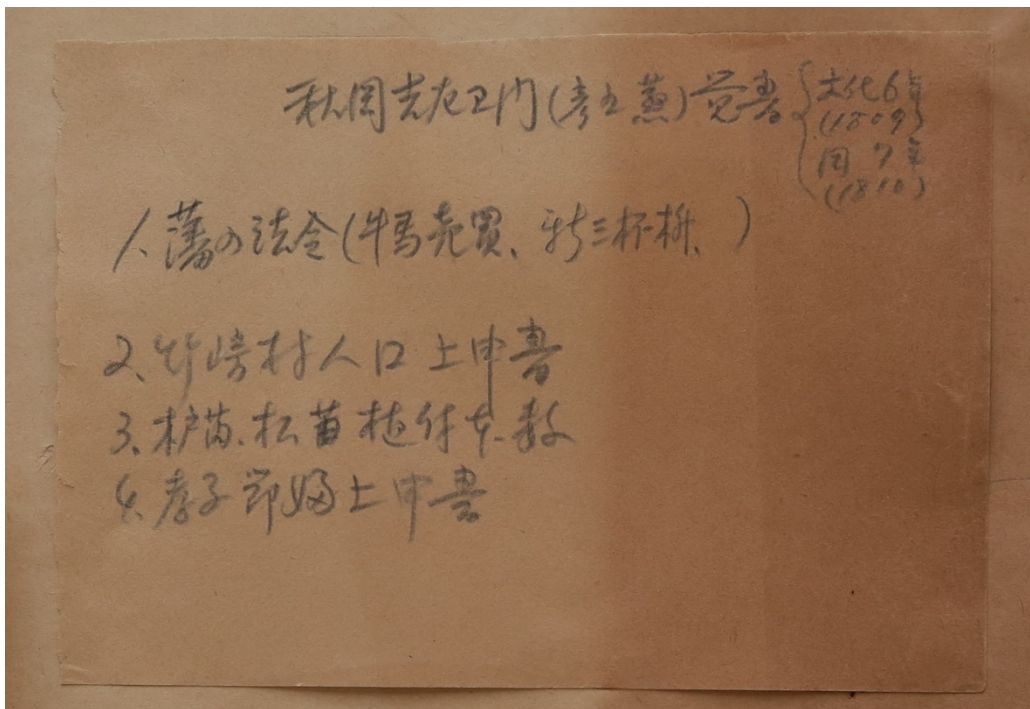


図2 秋岡吉左衛門覚書 其の二 裏表紙解説（宇城市教育委員会寄託）

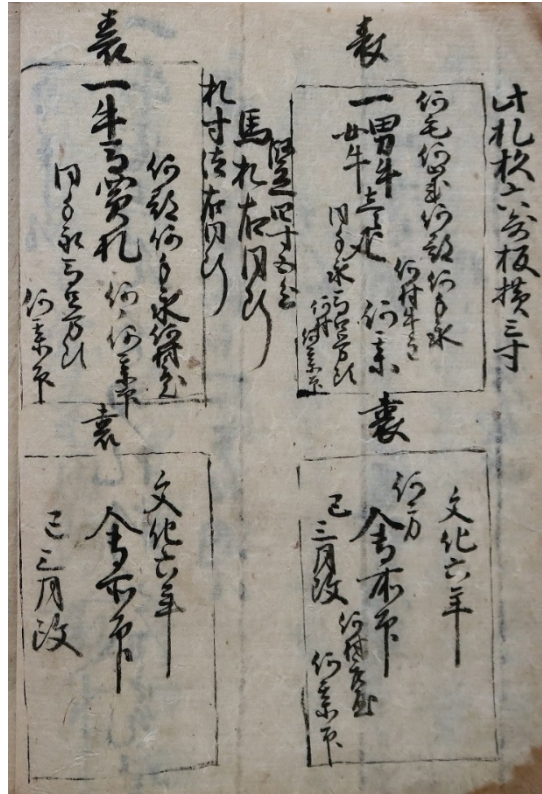


図3 牛馬札・牛馬売買札 見本 (宇城市教育委員会寄託)

【凡例】

- ・史料の翻刻にあたっては、原史料の体裁に従うこととしたが、余白等の体裁については、一部変更した箇所もある。
- ・平出は、改行によって表し、闕字は一文字分の空白で統一した。
- ・漢字の字体は原則として常用漢字を使用した。
- ・虫損等で不明な文字は■とし、判読できなかった文字は●、字数が不明な場合は、「」で記した。
- ・合字の「ㄱ」は「ヨリ」、「メ」は「シテ」とし、反復用語の「と」は「々」に改めたが、「レ」、「ニ」、「ク」、「メ」については改めない。
- ・正しい字が明らかかな場合は()、脱字は(脱カ)、推定できないものや意味不明の場合は、(ママ)と右に注記した。
- ・史料の各文章には便宜のために読点(・)や並列点(・)を付した。
- ・変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま使用した。
- ・江(え)者(は)茂(も)而(て)之(の)与(と)
- ・人名等は、可能な範囲で()の注記を付した。
- ・原文中に差別用語等がみられるが、歴史資料としての意義に鑑み、すべて原文の通りとした。ただし、編集委員会の判断により省略した部分がある。

【表紙】

文化七年

秋岡吉左衛門覚書

其ノ二

【本文】

【二丁表】

買

在中牛馬売〇之儀^ニ付、今度

御改正御達之趣、左之通

一、手永々々牛馬数^ニ応シ札相渡置

売買之節者、右札相添取組候様

但、牛馬出生有之候ハ、其時々札

相渡置候

一、無札之馬口勞者、決而売買不致様

手永々々江堅御申付、万一不正之

【二丁裏】

取組いたし候馬口勞并懸合候

者者、吟味之上尙人前五拾目宛過料

取立候様

一、一手永限馬口勞頭人柄見立^ニ・三人宛

立置、方角限七ヶ村又者十四・五ヶ村宛

尙人限受持せ置、其受持村々牛

馬売買之儀者、其馬口勞頭主^ニ

相成、不正之儀無之様附ヶ添之

【二丁表】

札と牛馬引合、不案内之百姓共不致^(マ)

難渋不致様正直^ニ取計候様、尤手永々々々之

模様^ニ寄、馬口勞頭者^ニ・三人不限増減

之儀者、見計相極置双方不弁之儀

無之様取計候様

一、馬口勞頭共勤料之儀者、売買并

替馬等之節直段高下^ニ不抱一疋^(マ)付

式勿五分宛双方ヨリ請取候様

【三丁裏】

一、牛馬之儀、惣而丸^ニ九之字之焼印

用置候様、尤御用^ニ可相立見込之

駒者焼印相用不申様去年及達

置候得共、御国牛馬者不洩様

札を相渡置候事^ニ付、猶僉儀之趣

有之、一統焼印用候^ニ者不及候間、

時

当〇有牛馬者勿論出生之牛馬共、

村庄屋共無怠様其時々相改

【三丁表】

達出次第札を相渡精々相糺

置候様

一、他領牛馬御国江入込候節者、御口屋

々々^ニ而、毛付歳附之札相渡候儀

^ニ付而者、及達置候通^ニ候、尤御国

牛馬を他御領江牽出候節ハ、兼而

会所々々より相渡置候札を御法之通

出運上^ニ相添、御口屋々々江相納候様、

【三丁裏】

右之趣者御口屋江茂及達置候

一、牛馬売買之儀、前々ヨリ吃卜御法も有之候処、札持馬口勞共を初心得違之者共不正之売買いたし候所より、代錢相滞難渋之もの茂有之候哉ニ付、此已後百姓共他手永江

証

牛馬求ニ罷越候節者、為○拋別札之通一村限ニ三枚宛村庄屋江相渡置、

〔四丁表〕

牛馬所持不致者其他村・他手永江牛馬求ニ罷越候節、村庄屋より実否相糺相違之儀無之候ハ、右之札を貸持参候而渡○向方ニおゐて望之牛馬を相求候様、尤右之合印手永々々馬口勞頭共江茂相渡置、右印鑑ニ見合相違無之候ハ、向方ニ而茂右之札証拠ニ仕牛馬共其牛馬ニ附置候札共ニ相添

〔四丁裏〕

売渡候様、一統相極置万一此以後右之札を所持不致者江売渡代錢相滞願出候共取上ケ不申様一、他手永之牛馬相求又者替へ合候節者、其牛馬ニ附居候札者村庄屋ヨリ取上会所へ差出候ハ、其会所ヨリ新札相渡五分宛之札料取立可申候、左候而向

〔五丁表〕

方之札者会所ヨリ其向之会所江差返実否之儀相糺候様、其上ニ而万一偽札・盜馬等紛敷儀有之節者、其馬并牽参候者共其所江留置、其会所々々ニ而致吟味相達候様、且又手永内たりとも売渡又者替合候節も札取上ケ会所へ相達、其村之新札相渡候様

〔五丁裏〕

一、一手永惣牛馬之札者寸法共御国中同様ニ相極置候様、右札拵方之儀者、於会所々々大工ニ作せ、右板代作料等者五分宛ニ札料之内ヨリ取計候様、札面之儀別紙小形之通書認候様一、牛馬札ニ相用候会所印之儀者、其手永之文字を鉄角印ニ彫せ相用候様、

〔六丁表〕

馬口勞頭共印茂小ク鉄角印ニ拵、文字者好次第ニ彫せ札面ニ押候様、右両印出来料之儀者、右同断一、村庄屋印之儀者、其村名之内之文字を鉄角印ニ彫せ焼印いたし候様、出来料之儀ハ致村出銀候様一、在宅之御侍内作有之面々作

〔六丁裏〕

牛馬之儀者、高主之名替を以村並之
札相渡候様、尤右之趣在宅之面々江者
各ヨリ通達有之候様

一、御侍之家来并寺社又者地筒等之内
本地所持不致面々高主等者無之候得共、
御赦免開迄内作いたし候者共之作
牛馬^ニ茂札を相渡候様、売買等之節茂

〔七丁表〕

村並之通取計候様、尤右之趣向々江者
御惣庄屋ヨリ懸合置候様

一、御侍之子弟等之内牛馬売買
いたされ候間^ニ者、代錢滞難^ニ之
ものも有之とも^ニてハ無之哉、
牛馬売買之儀者、一切馬口^ノ勞之
手を經不申候而取扱候儀者難
相成事^ニ付、若御侍之子弟ヨリ

〔七丁裏〕

右様之申談有之候共、決而不取
合様御惣庄屋より村々江堅示
置候様

一、会所役人之内受込之者^ト人立^テ
置、尤病中等之節者助勤之者
極置、右兩人江者札料之内ヨリ
被附心を候様

一、毛附年附之札取失候歟又者

〔八丁表〕

牛馬相求讓受之節等閑いたし
候者ハ、札杓^ニ付拾五匁宛過料
取立候様

一、当時迄毎年正月相達来候牛
馬根帳以来者二月中致調達
候様、前条糺方も其内^ニ相仕廻、
有前之根帳致調達候処、

〔八丁裏〕

右之通夫々可有御達候、已上
文化六年五月廿日 御郡方 御奉行中
御郡代衆中

右之通候条左様被相心得、於村々
取計候筋違乱無之様精々可被
申付候、尤会所々々^ニ而しら^レハ方
相濟候迄ハ、牛馬売買之儀暫
さし留置、速右之しら^レハ方

〔九丁表〕

有之度御座候、已上
六月十五日 (下益城郡郡代)
安藤清助

下益城

御惣庄屋中

右之通今度御達有之候間被得
其意、村々有牛馬數毛付年付牛
馬主之名前共豎帳面^ニ仕立、早々

相達可被申候

〔九丁裏〕

一、出生牛馬有之候ハ、是又其時々
右同断

一、所持之牛馬売払候節者、相渡置候

札を相添向方へ遣候様可申付候、

左候而其趣時々被相達候得者

根帳^ニ付込消方いたし可申候

但、死牛馬之節者相達置候札、会所へ

渡

可被差返候

〔十丁表〕

一、牛馬替合又者相求候節者、向方

者

之札請取会所江被相達候様、左候得某

其札ハ此方へ受取向方へ差返、其

牛馬主江者此方ヨリ之新札相渡

可申候

一、牛馬売買又者替合等之節、札取

馬口労たりとも相对^ニ者決而

〔十丁裏〕

取組難成、其方角受持之馬口労頭を

中次^ニ立、売買替合共嚴重^ニ取計候様、

若不正之取計有之候得者、前条之通

過料茂被仰付事^ニ候間、小前々々^ニ茂

委敷可被申置候

一、薩摩・日向・天草出之牛馬相

求候節も、前条同断取計

〔十二丁表〕

可被申候

一、牛馬老疋^ニ付為札料五分宛取立、

早々会所江可被相納候

以上

六月廿九日

(河江・廻江手永惣庄屋伴勤)
藤井常右衛門

村々 庄屋中

〔十二丁裏〕

此札杉六步板横三寸

何毛何歳何郡何手永

男牛 何村牛主

一、 老疋 何某

女牛 同手永馬口労頭 何村

何某印

豎四寸五步

馬札右同断

札寸法右同断

表

何郡何手永何村庄屋
一、牛馬買札 何ノ何某印
同手永馬口労頭 何某印

裏

文化六年
会所印
巳 三月改

表

何毛何歳何郡何手永
男牛 何村牛主
一、 老疋 何某
女牛 同手永馬口労頭 何村
何某印

裏

文化六年
何方 会所印
巳 三月改 何村庄屋
何某印

〔十二丁表〕

一、在医松岩病死達シ正月廿五日達ル

写シ去正月会所ニ有り

覚

一、男女三人 石橋村在医松岩跡家内

内 壺人 同三十五 歳五十八 後家

内 壺人 同 女房 碎 元張

壺人 同 孫 竹次

同四ツ

〔十二丁裏〕

其御村方在医松岩病死仕候付、跡家内御村方へ引越申候間、

右之通当時役人数差除申候間

御村方人数ニ被差加可被下候、已上

文化七年正月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

石橋村御庄屋

宇助様

〔十三丁表〕

千本之内六百三拾本去春差上候儀

一、櫛苗三百七拾本 秋岡吉左衛門

寸志分

一、同四千本 内百三十本 竹崎長右衛門渡 竹崎村 森右衛門

三千本 廻江

一、同式千本 内八百八十本 豊福渡シ 同村 要助

右同

二百本 竹崎村長右衛門渡り

右之通私村方ヨリ差上可申候、已上

文化七年二月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

(河江手永櫛楯見繪)
高橋源兵衛殿

〔十三丁裏〕

覚

浦山

一、植松 七百本

城之腰御山

一、同 千本

中尾御山

一、同 八百本

合式千五百本

右之通御山々当春植松仕候付、

覚書を以御達申上候、已上

〔十四丁表〕

文化七年二月 竹崎村御山口

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

八日廻江迄遣ス

(杉島・廻江・河江手永御山支配役)
丸山弥平次殿

拝借分

〔十四丁裏〕

- 一、村長サ 東西何拾町何間
- 南北何拾町何間

内

何拾町 居村

何拾間 野村

- 一、村内海辺長サ 何拾何町

但、何村境ヨリ何村境迄

- 一、居村海辺迄 何町

〔十五丁表〕

- 一、村内街道 何ヶ所

- 一、川歩渡シ或者橋長サ 何拾何間

- 一、寺院 何ヶ寺

内

何宗何寺

- 一、社 何

〔十五丁裏〕

- 一、当村ヨリ隣村何村家居迄方角

西東北南か凡何町

田畑歟

- 一、遠山見渡シ 其間 山越歟

海上歟

何山方角凡何里

- 一、船懸り之深深サ 何尋 松橋

新田

右之通「相違無御座候

〔十六丁表〕

覚 三

- 一、村長サ東西拾■町拾八間

浜田塘中ヨリ妙見堤塘迄

五百五十八間

妙見塘ヨリ土手見■込

式百九十間

内

五町五拾式間 北萩しまヨリ 居村

椎木迫迄

七町式拾六間

- 一、同南北七町五拾四間 北萩嶋藪西中ヨリ山之巾

椎木迫迄

大渡シ石橋ヨリ

内 大楠迄新村下村通り

〔十六丁裏〕

式丁四間 辻上ヨリ同辻迄

五丁五拾間

家居迄

- 一、居村ヨリ隣村豊福村迄方角北

式

式丁三十間

- 一、同所ヨリ豊福里数木迄式丁三十間

以上

文化七年二月 秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔十七丁裏〕

口上書

細川右近殿病氣之処、養生

不被相叶、先月廿六日死去之段申来候、

依之今日より日数三日諸事穩便

相心得、此段触之面々へも可相達候、已上

二月十二日

奉行所

〔十七丁裏〕

覚

一、御櫛苗 五百本 竹崎 長右衛門

受

右者自身野持野開畑ニ植付申度

願出申候間 備

奉存候間、御側御用苗之内ヨリ被為

拝領被下候様願候、盛長仕成実ニ

相成候ハ、年々水善寺御買上ニ差出

可申候

〔十八丁表〕

一、同式百本 同村 専右衛門

右同断願出申候間、御櫛方御備

苗之内ヨリ被為拝領被下候様奉願候、盛長

仕成実ニ相成候ハ、年々御櫛方御

買上ニ差出可申候 二通ニ分ケ而達候

右之趣宜敷被成御達可被下候、為其

覚書を以申上候、已上

文化七年三月

秋岡

〔十八丁裏〕

藤井殿

高橋殿

諸御郡田方虫入之節、差入候鯨油代之儀

勝手向兎哉角いたし候御百姓共ハ全

上納、貧民者半方被捨下、多年右之通

被仰付来候処、右貧福取分之しらへ

煩敷儀茂有之哉ニ相聞、且精農之者

氣受ニ茂係り候儀有之由ニ付、以来右代錢

之儀貧福之無差別全上納被仰付候、

〔十九丁表〕

左候而、是迄半高被捨下候分之錢高

十ヶ年撫を以貧民江可被附御心、右

配当之儀、各見込之趣ニ相達候ハ、尚及

会儀候

四月朔日 御郡方 御奉行中

去ル卯年十一月女ヲ連、御関所を除

山越致シ大坂ヨリ中山道武州見玉郡

〔十九丁裏〕

本庄宿へ罷歸り候後、欠落いたし候故、

宿旅籠屋渡世桑名屋喜兵衛人相書

一、年齢四拾四才 一、中肉中せい

一、顔丸ク色黒キ方 一、目丸キ方

一、眉毛濃キ方 一、月代并髪薄ク鬢厚キ方

一、齒並揃こまク成方ニ而言古静なる方

一、鼻高き方 耳口常躰

一、其節之衣類木綿紺浅黄横豎嶋

〔二十丁表〕

単物着いたし花色夫着帯をいたし候由

右之通

午二月 四月十四日豊福に着

同日中間へ召連

指出

細工老丁目庄助抱

一、地奉公老 唯七 受人安平

門助

古鍛冶屋町嘉郎抱

一、同老 次吉 受人九兵衛

和七

〔二十丁裏〕

右之通御座候、以上

文化七年四月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

覚

〔二十一丁表〕

一、男女 四百七拾人 竹崎村惣人数当

年子迄当午五月改

内

男 貳百廿八人

女 貳百四拾貳人

右之内

男女 四百四拾四人

但、庄屋・百姓・名子・
下人・盲目共^三

内 男 貳百拾三人

女 貳百三拾老人

〔二十一丁裏〕

男女 貳拾六人

但、諸職人・諸商人・
馬口勞家内下々共

内 男 拾五人

女 拾老人

男

但、御荒仕子^三罷出
江戸江罷登、当分御国へ
居不申候

以上

文化七年五月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔二十二丁表〕

覚

一、櫛木四百五拾本 竹崎村 万蔵

一、同 百八拾本 同村 専七

一、同 四百五拾本 同村 森右衛門

一、同 貳千本 同村 政右衛門

右者私共受持之野開畑^三仕立置

申候櫛木右之通^三御座候間、成実之儀

〔三十二丁裏〕

年々水善寺御買上^三差出申度

奉願候間、此段宜ク被為成御達可被下候、

此段覚書を以申上候、已上

文化七年五月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

高橋源兵衛殿

〔二十三丁表〕

覚

竹崎村

一、女牛壺疋 黒毛 八才 作右衛門

一、同 壺疋 赤毛 八才 弥平次

一、同 壺疋 黒毛 八才 儀助

一、駒 壺疋 河原毛 八才 次八

右者竹崎村去巳年死牛馬右之通

〔■〕穢多へ相渡申候、此段覚書を以

〔二十三丁裏〕

竹崎村庄屋

文化七年五月 秋岡吉左衛門

河江

御会所

差出

河江手永竹崎村田方根付之儀、御蔵納

御給知新地方共^三四月廿七ヨリ五月十四日迄^三

〔二十四丁表〕

不残相仕舞申候、此段差出を以申上候、已上

文化七年五月

藤井殿

秋岡

覚

御山藪畔等へ御仕立^三相成候櫛木

御座候ハ、山櫛共^三木数相改御達可

〔二十四丁裏〕

申上旨被仰付趣奉得其意候、竹崎村

御山畔^三御仕立之櫛木山櫛共^三無

御座候、此段覚書を以申上候、已上

文化七年五月 平之允

秋岡

丸山弥平次殿

一、石神藤平御法度を破り徳利

〔二十五丁表〕

酒を売候^三付、五月十四日夜若者共召連

藤平宅へ入込、酒道具吟味いたし候処、

陶四ツ有之候を取上ケ若者頭千右衛門へ

預ケ置候事

一、馬場庄吉も酒をうり候哉之風聞^三付、

同夕若者共ヨリ吟味を受ケ候処、酒道具

相見へ不申事

上若者頭 中同 下

専右衛門 善吉 徳右衛門其外廿人程同道

〔二十五丁裏〕

覚

私儀、御法度を背徳利酒を

売候段被及御聞、諸道具御取上ケ
被成奉恐入候、以来決而酒を売

申間敷候、此段御請書仕上申候、已上
文化七年五月 石神藤平

〔二十六丁裏〕

御若者頭 専右衛門殿

同 善吉殿

同 徳右衛門殿

御庄屋

秋岡吉左衛門殿 右受書徳右衛門へ

預ケ置候也

〔二十六丁裏〕

(頁余白)

〔二十七丁表〕

覚

河江手永竹崎村高持御百姓

儀右衛門女房

当年二十四歳 ゆく

右之女同村御百姓源左衛門娘^ニ而御座候処、

六ヶ年以前儀右衛門女房^ニ相成生得

柔和之者^ニ而、夫卜儀右衛門へ克クつかへ

〔二十七丁裏〕

小姑之交むつましく姑親当

年六十九歳ニ相成十ヶ年已来中

風^ニ而身躰手足なへ候而、行歩不叶^ニ

御座候処、克ク勞り当年迄六ヶ年

之間、不相変孝行^ニ仕候事

一、夫卜儀右衛門事、当年四十歳^ニ相成
高拾三石四斗余受持御百姓相勤、

〔二十八丁表〕

御年貢諸出米銀速^ニ上納仕、

諸公役等出精相勤手全者^ニ而

御座候得共、連々不勝手^ニ御座候而

作食も年分喰続兼、既^ニ当春も

御困糶拝借奉願漸取続申

仕合^ニ御座候得共、母^ニ者米太唐之

飯を焚キ平日進メ申候、乍然右之通

〔二十八丁裏〕

不勝手^ニ御座候^ニ付年分八足り合

不申候^ニ付、右ゆく并小姑里恵

母介抱且農業之行手^ニ雨笠を

縫ひうり払、其価を以糧米

を求メ年分不自由成儀無御座様

荣廻り等も不絶捨へ進メ申候事

一、姑兼而仏好^ニ而毎日近所之内

〔二十九丁表〕

仏^ニ参り申度望申候^ニ付負ひ

候而参り申候、其外一類中近辺へも

有折参り申度望申候節も忙敷

時分たり共、姑か機を不背負候而

参り申候、且又気分次第二者下中間村

誠光寺ニ参り申度申候砌茂十四・五丁

程之道規負候而参り申候、其上

〔三十九丁裏〕

数年之病中ニ而身心茂不慥ニ

御座候而、折節者無口度計事も(ママ)

申候得共、少も不相背母か心ニ任せ

申候事

一、姑老衰之上病氣ニ御座候得者

ケク

小用を別而重テ厠行等茂

折々之事ニ御座候得共、毎々(ママ)こへ歩

〔三十丁表〕

て一参り申候事

一、右ゆく儀、十九歳ニ而儀右衛門女房ニ

相成、疾クより姑ニ孝行ニ仕、衣類

洗濯等僂末ニ無之様、平日心を用

折節汚レ候物茂御座候得者、人之不知

様ニ洗イニまいり不意に人ニ逢ひ

申候得者娘か汚レ物と申而濯キ

〔三十丁裏〕

歸り申候事

右之通夫ト儀右衛門ニ能つかへ小姑

之交りむつましく第一姑ニ

孝行ニ仕、奇特なるものと風聞

仕候事

同村同人妹

当年三十一歳 里恵

〔三十一丁表〕

右之女、生得正直成ルものニて右

ゆく為ニ者小姑ニ而御座候、兄儀右衛門へ

能くつかへ母十ヶ年已来之病中

孝行ニ仕六ヶ年以前嫂を迎へ

申候処、各別宜敷交りを結び

申候事

一、母数年病氣ニ而身躰不叶ニ御座

〔三十一丁裏〕

候上、精心茂不慥ニ御座候事を相

歎キ昼夜不自由ニ無御座様ニ介抱

仕居申候処、六ヶ年已前兄嫁を迎へ

候後者力を合セ、猶更厚ク心を用

母か衣類・飲食・起臥其外不自由

無御座様、嫂同前孝行ニ仕候事

一、里恵事、容儀も一ト通り之生レ付ニ而

〔三十二丁表〕

御座候ニ付、追々媒を以嫁ニ貰候もの

御座候得共、相断嫁入不仕候次第を

承合セ申候処、父者先年病死仕、一人之

母数年之病氣ニ而不自由ニ暮シ

居申候ニ付、嫁入仕引放レ候而八母か介抱

仕事成兼申候間、何方へも参り不申

孝行する迎相断申候由之事

〔三十二丁裏〕

右之通之次第^ニ而兄弟夫婦^ニ能
つかへ嫁入も不仕老母^ニ孝行^ニ仕
奇特成ルものと風聞仕候事
右之者共兼而之行状見聞仕
候趣、不客御内意御達申上候、已上
文化七年五月 竹崎村庄屋
秋岡吉左衛門

〔三十三丁表〕

藤井常右衛門殿

午六月木田夜^{ヨリ}七日迄洪水^ニ付損所
改之覚

妙鬼五子堤水咄^(マ)

一、石畳 二ヶ所 内 五間 妙見 破損
此間数 拾五間 十間 五子山

善兵衛畚
一、石磧 壹ヶ所 根落

〔三十三丁裏〕

一、道筋 五ヶ所 六間 星^(原カ)
此間数 六拾壹間 十間 野寺口
五 内 十五間 古堤 半崩
五間 三反田

十三間 徳丸

十間 浜田塘

一、井手塘 二ヶ所 内 四間 深丁 根切

此間数七間 三間 境ノ松

二 中山

一、田畝 壹反[■]畝 三畝 伝次郎 本方

式畝 権右衛門 荒地

壹畝 忠兵衛

三畝 彦右衛門

三畝 善吉

土砂流込候付 境ノ松・古堤

但、手入仕根付仕せ可申候

○開明ハ取懸り申候 根付仕せ可申候

一、怪我人・死人・怪我牛馬・死牛馬無御座候

〔三十四丁表〕

○ 右之通^ニ御座候、以上

文化七年六月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

庄屋御元 水浚^ニ相成申候

○一、畑畝四丁五反

但、大・小豆・唐芋植付置申候

○一、本方大・小豆・青葉畝水浚^ニ相成不申候

〔三十四丁裏〕

旅公役履

- 一、夫 壹人 雇錢貳匁宛
- 一、同 小男 助銀六分宛

地公役雇

- 一、同 老 人 雇錢壹匁貳分宛
- 一、同 小 男 助錢三分宛

〔三十五丁表〕

右六月十日 頭百姓寄合宛ル

口上書

於江戸(徳川家斉御室)おらく御方先月廿日御卒去

ニ付、御国中日数十日諸事穩便ニ

可仕旨、從江戸被

仰下候条、被奉得其意来ル廿二日迄

〔三十五丁裏〕

諸事穩便ニ相心得諸作事八同

廿一日迄相止可申候、此段触支配方へも

可被相触候、已上

六月十七日 奉行所

〔三十六丁表〕

覚 竹崎 安兵衛分

一、粟貳俵 寅年分

代貳拾貳匁

一、米八斗四升 卯年分

代八拾八匁四分貳厘

一、同八斗四升 辰年分

代八拾四匁

〔三十六丁裏〕

右余米滞分急度皆済可有

之候、右納方相済来未ノ暮ヨリハ

頭壹割利付式十三ヶ年賦ニ

被仰付候、已上

午 八月三日

藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

〔三十七丁表〕

御側御取次役

横田勘左衛門

右者御郡御目附兼帯被仰付旨、

一昨廿三日申渡有之候、

御目附

右者、御郡御目附兼帯被仰付

置候处、今度横田勘左衛門儀、右御役

〔三十七丁裏〕

兼帯被仰付候ニ付兼帯被遊

御免旨、同日達有之候

右之通候条、為承知申達候、已上

七月廿二日 安藤清助

下益城 御惣庄屋中 安

〔三十八丁表〕

八月十七日惣より合

一、早田太唐畝掛御徳懸之事

一、太米納急キ可申事

一、御蔵納米右同断

一、三斗入払方之事

九月四日納

一、一番払 八右衛門・宅右衛門・惣左衛門・助七・喜七・善吉・彦助・

八兵衛

貞七・九兵衛・銀助・助右衛門・太右衛門・太七・儀兵衛・

勇八・喜右衛門・弥兵衛・源兵衛・用助・安兵衛

一、壹番皆済之面々庄屋払頭ヨリ神酒を進て可申事

一、二番皆済之面々村中貫錢を以右同断

三番皆済 宇七・彦一郎・九郎右衛門・九兵衛・次助・平助・

勇右衛門・喜右衛門・弥左衛門

〔三十八丁裏〕

覚

三百五十俵

一、米貳百五拾俵 但、三斗入

一、太米 貳百俵 但、三斗式升入

右之通、竹崎村当御年貢米之内

八代御蔵入仕大概之積^二而御座候間、

覚書を以申上候、已上

〔三十九丁表〕

文化七年九月

藤井常右衛門殿

差出

竹崎村善兵衛父

一、男老入 当午八十九歳 惠念

右者、当年八十九歳之男女御座候ハ、

〔三十九丁裏〕

御達可申上旨被仰付奉得其意候、

私村方吟味仕候処、右之者八十九歳^二

相成申候、其外八十九歳・九十歳已上之

者居不申候、為其差出を以申上候、已上

文化七年九月 竹崎村庄屋 秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔四十丁表〕

八代・河尻・高瀬御蔵納米、近年別而入実

不同有之、於大坂煩敷筋茂有之候^二付、右三ヶ所

御蔵納懸村々当時相用居候三杯箱寸法

於御郡方相糺候処、先年改方被仰付及数

十年候^二付、村々共造継相用、一手永之内村々共

異同有之候^二付、一統改方被仰付候、一手永^二一ツ宛

手本箱相渡、村箱之儀者右寸法見合を以、

於会所く早々出来相渡候様、去秋及達候通^二候、

然処於御蔵方、右箱試斗有之候処、見

〔四十丁裏〕

込ヨリ入実減方多、於大坂御直段^二障り可申哉^二

相聞、且右三杯箱、去秋村々江造渡届兼候由

相達候ヶ所も有之、旁去秋之儀者置置被

仰付候、当秋より弥以新三杯箱用方被仰付

候条、別紙寸法書付之通、早々致出来候様、

追而御横目被指出、於会所く御惣庄屋立会

相改極印被仰付候

一、当秋ヨリ御蔵并在々共、新三杯箱同寸ヨリ少々歩上り候得共、一統割斗棒被差止、摺斗棒を以

〔四十二丁表〕

斗り方被仰付候ニ付、当時迄之入実米高立

合候得者下方出米減候方ニ相見候

一、御蔵新三杯箱者釣引ケ有之候得共、至而僅

之儀ニ而、在箱同寸ニ而ハ同シ入実を移候得者御

蔵廻之節、斗り様ニより欠立、其上少ハ余米

無之候而者斗棒懸り不申、一々能撫候様有之候而ハ

猶御蔵方甚手数急場之取斗筋難渋之

様子ニ付在箱歩上り被仰付筈ニ候処、左候而ハ夫丈之

増米惣俵ニ抱り候事ニ付、重畳及僉儀御

〔四十一丁裏〕

蔵方手数不厭、御蔵在箱同寸ニ被仰付候、

前条摺斗棒之出米茂有之見込ニ付、斗り方弥以

入念欠立不申様相心得候様、勿論摺落者

俵主ハ被返下候

一、新三杯箱一揃出来被仰付候得共、斗りやうにより

少々過不足有之候ニ付、当秋ヨリ成丈ケ払頭取斗

大村など難及手ニ所々ハ受込之者を立申合、

規矩合狂ひ不申様斗り立候様

〔四十二丁裏〕

一、御年貢米御蔵払之儀、収納割を以相納候筈之処、

近年届兼候哉、早熟・遅熟之所茂一同程々

相納、受取方及混雑候処より村々自然と

御蔵払日数相滞費用も有之様子ニ付、尤

猶御蔵方初納者各別請取方等入念候哉、

勿米多有之由之処半過候得者、左程ニハ無之由、

依而村々払方茂見合居候哉ニ相聞、右之通ニ而ハ

双方不捌之事ニ付、受方始末等ク有之候様

〔四十二丁裏〕

委細去秋及達置候通ニ候、当秋作遅

熟ニも有之候得者、御代官手前弥以収納割を以

無油断とり立候様、御蔵方へ者猶及達筈ニ候

一、御蔵払始中終之内、御惣庄屋共御蔵方へ

罷出及見聞候様兼而及達置候、近年別而

御用繁ニ者有之候得共、弥以操合致出方、会

所詰小頭之内吉人宛始末相詰諸事心を付

候様、御郡方根取・横目茂被差出筈ニ候

〔四十三丁表〕

右之通被仰付候間、三ヶ所御蔵納掛御同役

御申談早々可有御達候、将又三杯箱之儀者

計りやうにより米辻増減有之儀、且又

割斗棒を摺斗棒ニ斗り立、過米之様子ハ

於御蔵方此節新三杯箱例之節、各御

見分之通ニ付、此等之儀、御惣庄屋以下委ク致

承知候様可有御示談候、以上

〔四十三丁裏〕

八月廿日 御郡方 御奉行中 殿

(山本郡那代)
河井藤兵衛殿

(飽田詫摩郡代)
佐藤勝之助殿

尚々三杯箱之儀、多八去秋致出来居候由、
此節少々手を入相濟事^ニ付、明廿一日先南目
御郡方へ御横目被差出改極印入方被仰
付筈^ニ付、左様可有御心得候、以上
右之通候条、夫々左様可有御心得候、以上

〔四十四丁表〕

八月廿日 安藤清助

下益城 御惣庄屋中

新三杯箱寸法左之通

一、口方壹尺壹寸 深サ六寸式歩五厘

以上

八月

〔四十四丁裏〕

九月十五日積

一、四枚帆 壹艘 波多庄七船

御蔵米計り箱三ツ河江ヨリ

渡り例之覚

三拾升一ツ^ニ

一、粟米壹斗式升へかけ申候

式合

内 五合七勺 斗棒ヨリ摺落し米

残 壹斗壹升 ■ 合 ■ 勺 枺^ニ入

〔四十五丁表〕

三杯^ニシテ

三斗四升式合九勺

五升七合

古升^ニ入候処、粟米壹合余ル

三杯^ニシテ三合増ス

但、米廻^シいたし急場^ニ

升り候得者、五・六合・七合八増ス

〔四十五丁裏〕

覚

御山杭木 壹本 平兵衛御山

同 壹本 野寺口

同 壹本 浦山

合丸太九本 同 式本 城ノ腰

同 壹本 中尾

長七尺末口式寸五歩 松新木

同 壹本 了徳寺

同 式本 興浄寺山

右者、竹崎村御山々杭木折痛各

右之通

御仕替御用^ニ付而、御山内ヨリ○剪出仕

立方仕候、此段覚書を以御達申上候、已上

文化七年九月 竹崎村御山ノ口

平之允

同村庄屋

秋岡

丸山殿

〔四十六丁表〕

御蔵米斗り箱河江ヨリ渡り候

三ツ例之覚

一、米壹斗貳升 斗り込申候

内 壹合八勺 斗棒ヨリ摺り落申候

残 壹斗三升八合貳勺

三杯ニシテ三斗五升四合六勺

右之一杯を 七勺

一、○古三杯升ニかけ申候処、壹合九勺落チ申候間、

〔四十六丁裏〕

三杯ニ付五合壹勺増す千俵ニ而者、

五石壹斗増方ニ相成、御百姓の損也

一、右升改り候ニ付、御蔵俵懸廻シニ払頭八左衛門・弥兵衛村中

打廻り候処、萩嶋用助所ニ而村用之斤量竿折レ用立

不申事 十月二日之事也

御断申上覚

居屋敷ニ立居申候、松木之枝卸シ仕候を被成御見当、いか様之訳

ニ而存候付、様子可申上旨被仰付奉得其意候、私儀○

私儀○有吉様御開百姓ニ而煎ケ康

御開内ニ居住仕申候、然処先達而老母

〔四十七丁表〕

相煩唐申候内葉苅極々難儀仕候ニ付、無御心

居申義ニ立居候松木之枝を卸シ焚方申候段、

被仰

仕候■御見申奉恐入候、已来右躰之儀

借屋敷ニ付、此節迄之儀者何卒御免被

仰付被下候様奉願候、為其口上之覚書を以
申上候、已上

文化七年十月

久兵衛

〔四十七丁裏〕

竹崎村煎●

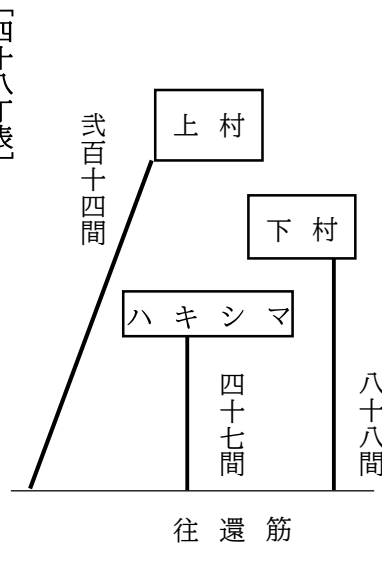
同村御庄屋

同村御山ノ口

秋岡吉左衛門殿

平之允殿

丸山弥平次殿



〔四十八丁表〕

公義測量御用ニ付而、間数相改

御達申上候、已上

文化七年十月

藤井殿

十二日改達ル
秋岡吉左衛門

〔四十八丁裏〕

差出

一、男女四百五拾九人 竹崎村

内 男 貳百廿壹人

女 貳百三拾八人

此出銅 貳貫貳百九拾五文

一、男 壹人 御惣庄屋触

此出銅 三拾文 秋岡吉左衛門

鳥目合 貳貫三百貳拾五文

〔四十九丁表〕

七十文錢ニシテ三拾三勾貳分三厘

右之通、人別出銅取立上納仕候、已上

文化七年十一月 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔四十九丁裏〕

奉願覚

受敷之内三百六拾三番之内 竹崎村 小左衛門

壹 一、檜木 壹本 元廻り 四尺四寸

二 一、松木 壹本 元廻り 四尺五寸 南木

三 一、同木 壹本 元廻り 三尺九寸 南木

四 一、同木 壹本 元廻り 三尺八寸 南木

五 一、同木 壹本 元廻り 三尺四寸 南木

〔五十丁表〕

木数合 五本

此運上銀 五匁四分

竹崎村 八左衛門

受敷之内三百六拾壹番之内

六 一、椎木 壹本 元廻り 四尺三寸

七 一、同木 壹本 元廻り 四尺貳寸

八 一、同木 壹本 元廻り 三尺九寸

木数合 三本 同村 助七

同三勾貳分

〔五十丁裏〕

受敷之内貳百六拾八番之内 同村 要助

十 榑 壹本

九 一、せん之木 元廻三尺九寸

代壹匁

受敷貳百六十八番之内 同村 安兵衛

十 一、椋木 壹本 元廻四尺九寸

十一 一、杉木 壹本 元廻四尺六寸

木数合貳本 同貳匁四分

受敷三百貳拾八番之内 同村 彦右衛門

十二 一、杉木 壹本 同壹匁四分 元廻四尺

右者河江手永竹崎村私共受持受敷ニ

運上銀合拾三匁壹分 年久敷相成

立唐申候右之難木敷居○虫付柱上八

虫付申候ニ付

具木○取替申度奉存候間受敷ニ立唐候

〔五十一丁表〕

立

右之難木相応之御運上銀を以、

私共へ拝領被仰付剪方御免被

仰付被下候様奉願候間、此段宜敷被成

御達可被申候、為其私共連名之覚書

を以申上候、以上

文化七年十一月

竹崎村願主

八左衛門

同村右同

助七

〔五十二丁裏〕

同村右同

要助

同村右同

安兵衛

同村御山ノ口

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

安藤清助殿

〔五十二丁表〕

午年御双場

一、銀百目二付、壹石八斗

一、錢百目二付、壹石壹斗七升

覚

御囲糶

一、拝借糶 五拾四石三斗之内近々拝借其分

内 糶八石七斗

三斗入 貳拾九俵

〔五十二丁裏〕

残し

先年

右者、○竹崎村急飢者共へ、御囲糶

被為拝借候石辻之内、右之通当暮

返候

上納仕度願出申候間、願通被仰付下

残分者、年延被仰付被下候様奉願候、此段

御内意覚書を以奉願候、已上

午十二月 竹崎村庄屋 秋岡吉左衛門

河江御全所

〔五十三丁表〕

藤井殿

(細川斎茲)
太守様

(細川斎樹)

若殿様益御機嫌克被成御座

当月十日

太守様御名代

若殿様御同道

御登

〔五十三丁裏〕

城可被遊旨、前日御老中様
御連名之
御奉書御到来^ニ付、

太守様御名代岩城伊予守様
(出羽亀田藩藩主)

若殿様御同道

御登

城被遊候処、

〔五十四丁表〕

太守様御願之通

御隠居被為蒙

仰

若殿様江御家督被

仰出御退出ヨリ直^ニ龍口

御屋敷江被為

入御規式等無御滞相濟候段、

〔五十四丁裏〕

御到来有之重畳奉恐悦候、
依之

太守様を

少将様

若殿様を

太守様と奉称

若御前様御儀

御前様と奉称候、右之趣為

〔五十五丁表〕

被奉承知申達候条、触支配方へも
可被達候、以上

十一月廿五日 奉行所

右之通候条、被奉承知御支配方へも
可被相達候、以上

十一月廿五日 渡辺善右衛門^(奉行)

町孫平太^(奉行)

〔五十五丁裏〕

覚

内田村 初寄 竹崎村寺 ●●^(ヤカ)

一、積所 五ヶ所

二ヶ

同

此入用品々

面宗木 四本 内式本ス 長五間

丸太 二拾本 末口四寸 長壹丈壹尺

杭木 拾五渡 長八尺三本 ●^(濟カ)

二十渡

拾五束

柴元 ■拾■

二十束
一、井手塘崩所 式拾間

〔五十六丁表〕

此入用品々

十

杭木 七渡ス 面木合四本 内式本受取

十束 丸太合三十本 内十本受取

柴元 七束 杭木合三十渡 内十つ済

妙見堤

一、堤水吐崩所 壹ヶ所 但

丸太 十本 ス 長壹丈壹尺末口三寸

柴元 拾束

五束

右者、竹崎村来春用水御普請

入用竹木品々、右之通被為拝領被下

〔五十六丁裏〕

被下様奉願候、為其覚書を以申上候、已上

文化七年十一月 秋岡

藤井殿